特別定額給付金 1人10万円郵送での申請を6月1日(月)から受付開始

5月30日から各世帯に申請書を順次、発送します。

申請書に必要書類を貼り付け、同封の返信用封筒で送付してください。所得による制限はありません。 記入・押印漏れや必要書類の添付が不足していると、給付金をお支払いできません。送付する前に必ず確認してください。

申請期限 8月31日月必着

給付金の振込方法

6月12日 金より、世帯主の金融機関口座へ振込

※市役所に申請書到着後、2週間から1カ月程度での給付を予定

対象

基準日(4月27日)時点で本市の住民基本台帳に登録がある人 ※住民登録がない人でも、基準日時点に国内で生活し、基準日の翌日 以降本市の住民基本台帳に記録される人は給付

必要書類

- ○申請書
- ○世帯主の本人確認書類の写し

(運転免許証・健康保険証・介護保険証・パスポート・マイナンバーカード [表面のみ。裏面のコピーは不要] など)

- ※裏面に住所が記載されていれば、その写しも必要
- ※個人番号通知カードは本人確認書類として使用不可
- ※本人確認書類は必ず有効期限内のものが必要
- ○通帳やキャッシュカードなどの振込□座が確認できる物の写し

問合先

門真市特別定額給付金専用ダイヤル

206(6902)5920

受付時間 午前9時~午後5時30分

(土・日曜日・祝日を除く)

【特別定額給付金の制度全般、オンライン申請に関すること】

総務省特別定額給付金コールセンター 20120-260020

受付時間 午前9時~午後8時(フリーダイヤル)

申請書の書き方がわからない人へ 臨時相談窓口を開設

郵送申請書類の作成に関する相談を受け付けします。

とき 6月1日(月~5日金) 午前9時~午後5時30分

ところ 市立総合体育館メインアリーナ (中町11-70)

よくある質問

Q.世帯主以外の口座に振り込みできますか。

A. 世帯主に一括給付するため、世帯員それぞれの人の口座に振り込むことはできません。

Q.いつごろ給付されますか。

A. お送りする支給決定通知書をご確認ください。

Q. 窓口で直接給付金を受け取れますか。

A. 口座振込の給付のみとなり、窓口での給付は行いません。

特別定額給付金を装った。

市や総務省を装い、特別定額給付金をかたった不審な電話などがあった場合には、すぐにご連絡ください。

- ・特別定額給付金についてATMの操作をお願いすることはありません。
- ・手数料の振り込みを求めることはありません

問合先 消費生活センター ☎06 (6902) **7249**

門真警察署 ☎06 (6906) 1234

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、できるだけ来庁を控えていただき、お問い合わせについてはお電話をお願いします。

体調に不安を感じたら、新型コロナ受診相談センター (帰国者・接触者相談センター) へ相談してください

- ○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ○重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ※高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患などの基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫 抑制剤や抗がん剤などを使用する方
- ○上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

※強い症状や解熱剤を飲み続けている方はすぐに相談

問合先

新型コロナ受診相談センター

(帰国者・接触者相談センター)

206 (7166) 9911

FAX 06 (6944) 7579

府民向け相談窓口

☎06 (6944) 8197

FAX 06 (6944) 7579